

知っていますか？

おく がい こう こく ぶつ

屋外広告物のルール



おく がい こう こく ぶつ
屋外広告物の表示・設置には許可が必要です。

※一部には許可が不要な場合もあります。

浜松市では、良好な景観の形成や、公衆に対する危害の防止を目的として、広告物の面積や高さなどの制限を定めた浜松市屋外広告物条例を制定しています。



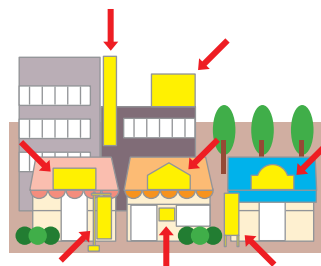
浜松市

1

屋外広告物って何？

次の4つの要件をすべて満たすものが屋外広告物です。

- 常時または一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- 屋外で表示されるもの
(建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに、表示または設置されたものやこれらに類するもの



↑が
屋外広告物の
一例です。



2

どんなルールがあるの？

良好な景観形成と安全の確保を目的としたルールがあります。

● まちなみや自然の美しさを守るためのルール

自然豊かな地域や多くの人でにぎわう繁華街など、地域の個性に応じたふさわしい景観をつくるため、4種類の規制地域を定め、それぞれの地域ごとに広告物掲出の制限基準を定めています。

※浜松市内には該当しない地域(規制地域外)もあります。

規制厳しい ←

→ 規制緩やか

特別規制地域		普通規制地域	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
良好な住環境や自然・歴史環境を保全する地域等	新幹線や高速道路の沿線など広告物が集中するおそれが高い地域等	市街地や主要な道路の沿道で、広告物を抑制する地域等	活発な商業活動が行われている地域

※浜松市ホームページの『浜松市都市計画マップ』から規制地域を確認することができます。

● 事故を防ぐためのルール

破損や倒壊・落下のおそれのあるもの、交通の安全を阻害するもの等は掲出できません。(禁止広告物)



3

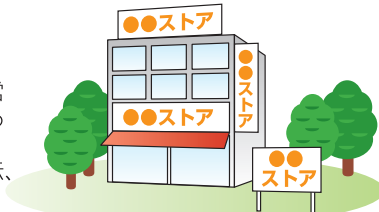
どんな屋外広告物に許可が要るの？

多くの場合、屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。

自己敷地内に設置するもの

自家広告物

自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所、営業所、作業所に表示、設置する広告物



掲出広告物の総面積が一定基準を超える場合は許可を受ける必要があります。

自己敷地外に設置するもの

一般広告物

自家広告物や案内図に該当しないもの



道標・案内図

広告物に、矢印や案内図などを掲示し、誘導を図るもの



許可を受ける必要があります。

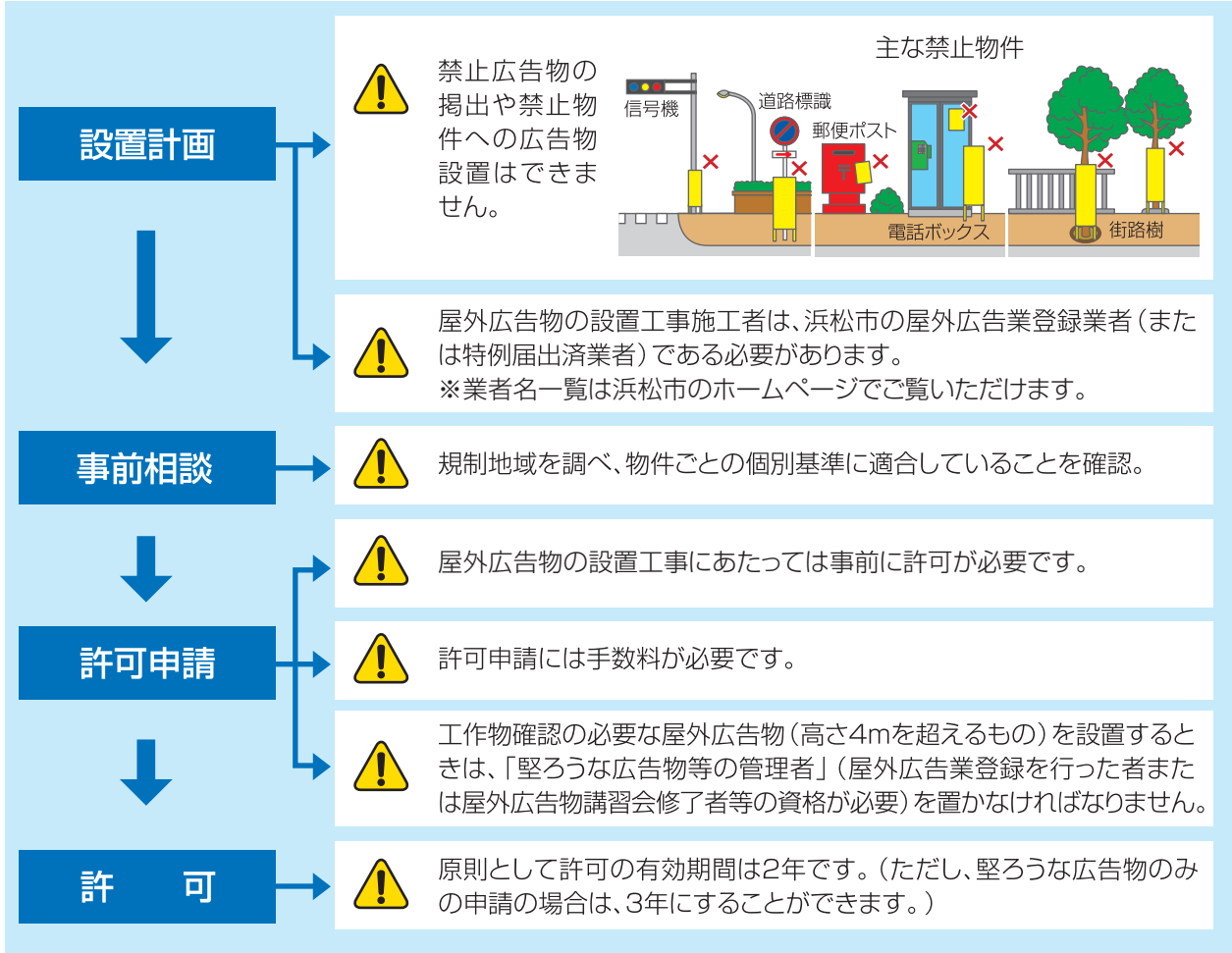
※一般広告物は設置できない地域があります。

社会生活上最低限必要なものについては、一定基準内であれば許可申請不要です。

- 法令の規定により表示設置するもの(建築確認の表示など)
- 公職選挙法による選挙運動用のポスターや立札など
- 冠婚葬祭などの一時的な広告物
- 営利を目的としない広告物で、基準に適合するものなど

4

許可申請の注意点は？

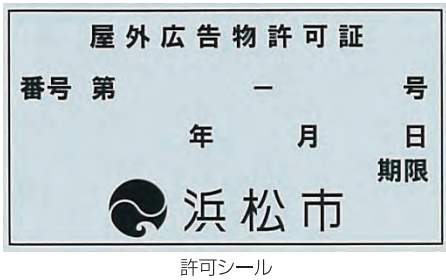


5

設置後の義務

屋外広告物の表示・設置者には、安全確保のための維持管理を行う義務があるほか、物件の許可更新時や撤去時などの際に申請・届出を行わなければなりません。

- 倒壊や落下の事故を防ぐため、補修その他の必要な管理を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。
- 許可を受けた広告物には必ず**許可シールを貼って管理**してください。
- 許可期間満了後も継続して掲出する場合は、満了時期を迎える前までに更新申請をしてください。
- 広告物の設置が必要でなくなったときはすみやかに物件を撤去し、除却の届出をしてください。



屋外広告業を営む方へ

浜松市内で屋外広告業を営もうとする場合には、次のいずれかの方法で屋外広告業の登録または特例の届出が必要です。

- ① 浜松市域内のみの営業 → 浜松市へ登録(手数料1万円)
- ② 静岡県内の他都市でも営業 → 静岡県へ登録(手数料1万円)した後、浜松市へ特例の届出(手数料不要)



屋外広告物条例に違反すると、拘禁刑又は罰金に処せられることがあります。

許可の基準（ⅠⅡⅢの順にご覧ください。）

Ⅰ 掲出の可否及び許可申請の要否

規制地域 広告の種類			許可申請 の要否	特別規制地域		普通規制地域		
				第1種	第2種	第1種		第2種
						100m規制地域※	100m規制地域以外	
自己敷地内に設置するもの 自家広告物	事務所、営業所等 当たりの表示面積 の合計	申請不要	5㎡以内		10㎡以内		20㎡以内	
		申請必要	5㎡超		10㎡超		20㎡超	
自己敷地外に設置するもの 一般広告物	申請必要		掲出不可			掲出可 個別基準 A 参照		
	申請必要		掲出可 個別基準 B 参照					

●規制地域外は許可申請不要ですが、管理義務は生じます。

Ⅱ 共通基準

- 保安上必要なものを除き蛍光塗料を使用していないもの
- 著しく汚染し、退色し、又は塗料がはく離していないもの
- 裏面、側面及び脚部が、美観を損なっていないもの
- 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないもの
- 地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのない構造のもの
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないもの
- 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げないもの



※100m規制地域とは、告示で指定する幹線道路・鉄道の両側100m以内の場所をいいます。



Ⅲ 個別基準・・・規制地域により異なります

A 自家広告物・一般広告物 ①～⑥

※一般広告物は設置できない地域があります。上記Ⅰ参照

1 野立広告板

高さ5m以下のもの

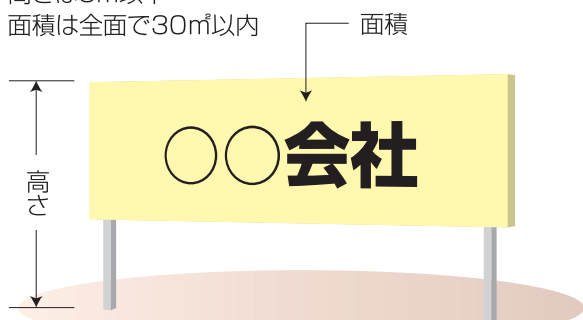
第1種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種特別規制地域

第2種普通規制地域

高さは5m以下
面積は全面で30㎡以内



2 野立広告塔

高さ5mを超えるもの

第1種特別規制地域

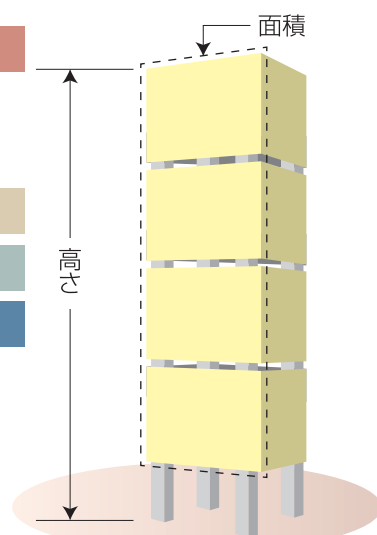
高さは10m以下
1面の面積は30㎡以内

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

高さは15m以下
1面の面積は30㎡以内



3 壁面広告・塀広告

- ・壁面の端から突き出さないこと
- ・窓その他開口部を覆わないこと(壁面広告のみ)

第1種特別規制地域

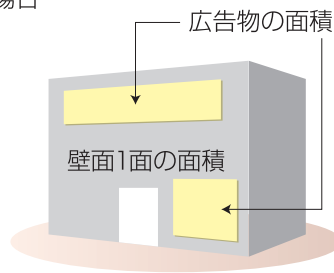
第1種普通規制地域

第2種特別規制地域

壁面1面の面積が300㎡未満の場合・・・壁面1面の1/5以内
(壁面の面積の1/5が15㎡未満の場合・・・15㎡まで可)
壁面1面の面積が300㎡以上の場合
・・・壁面1面の1/10以内
(壁面の面積の1/10が60㎡未満の場合・・・60㎡まで可)

第2種普通規制地域

壁面1面の1/5以内
(壁面の面積の1/5が15㎡未満の場合・・・15㎡まで可)



4 屋上広告

- ・壁面から(建物の幅より横に)突き出さないこと
- ・木造建築物の棟の上には設置しないこと

第1種特別規制地域

広告物の高さは5m以下かつ
建物の高さの2/3以下

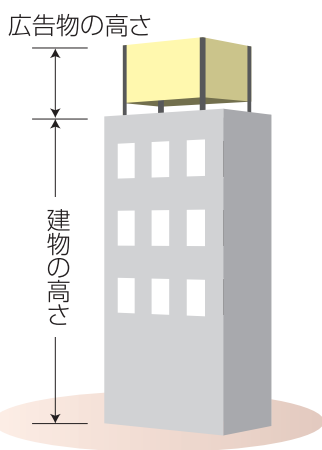
第2種特別規制地域

広告物の高さは10m以下かつ
建物の高さの2/3以下

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

広告物の高さは15m以下かつ
建物の高さの2/3以下



5 壁面突出広告

- ・出幅は1.5m以下
歩道がある道路では道路境界から1m以下
(歩道がない道路では道路境界から0.5m以下)
- ・上端は壁面を越えないこと
- ・下端の高さは、歩道がある道路では
地上から2.5m以上(歩道がない道路
では4.7m以上)

第1種特別規制地域

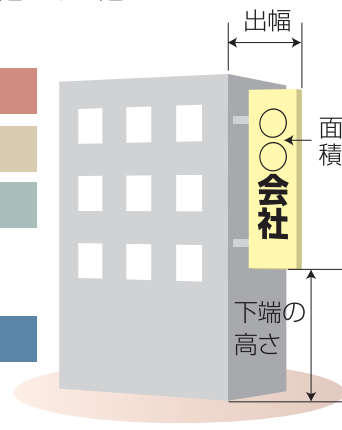
第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

1面の面積は20㎡以内

第2種普通規制地域

面積による制限なし



6 のぼり旗

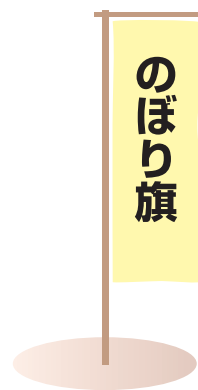
第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

1面につき2㎡以内
道路端から5m以内に
設置する場合は、相互
の間隔5m以上



B 道標・案内図

道標・案内図

第1種特別規制地域

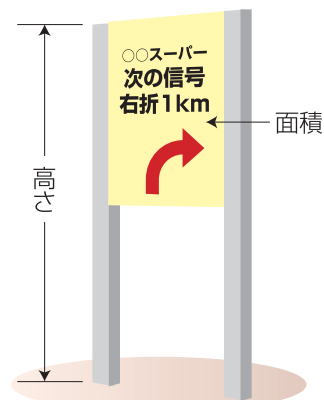
第2種特別規制地域

高さは5m以下
1面の面積は3㎡以内
面積は全面で6㎡以内
※壁面広告等は掲出不可

第1種普通規制地域

(100m規制地域)

高さは5m以下
1面の面積は5㎡以内
面積は全面で10㎡以内
※壁面広告等も掲出可



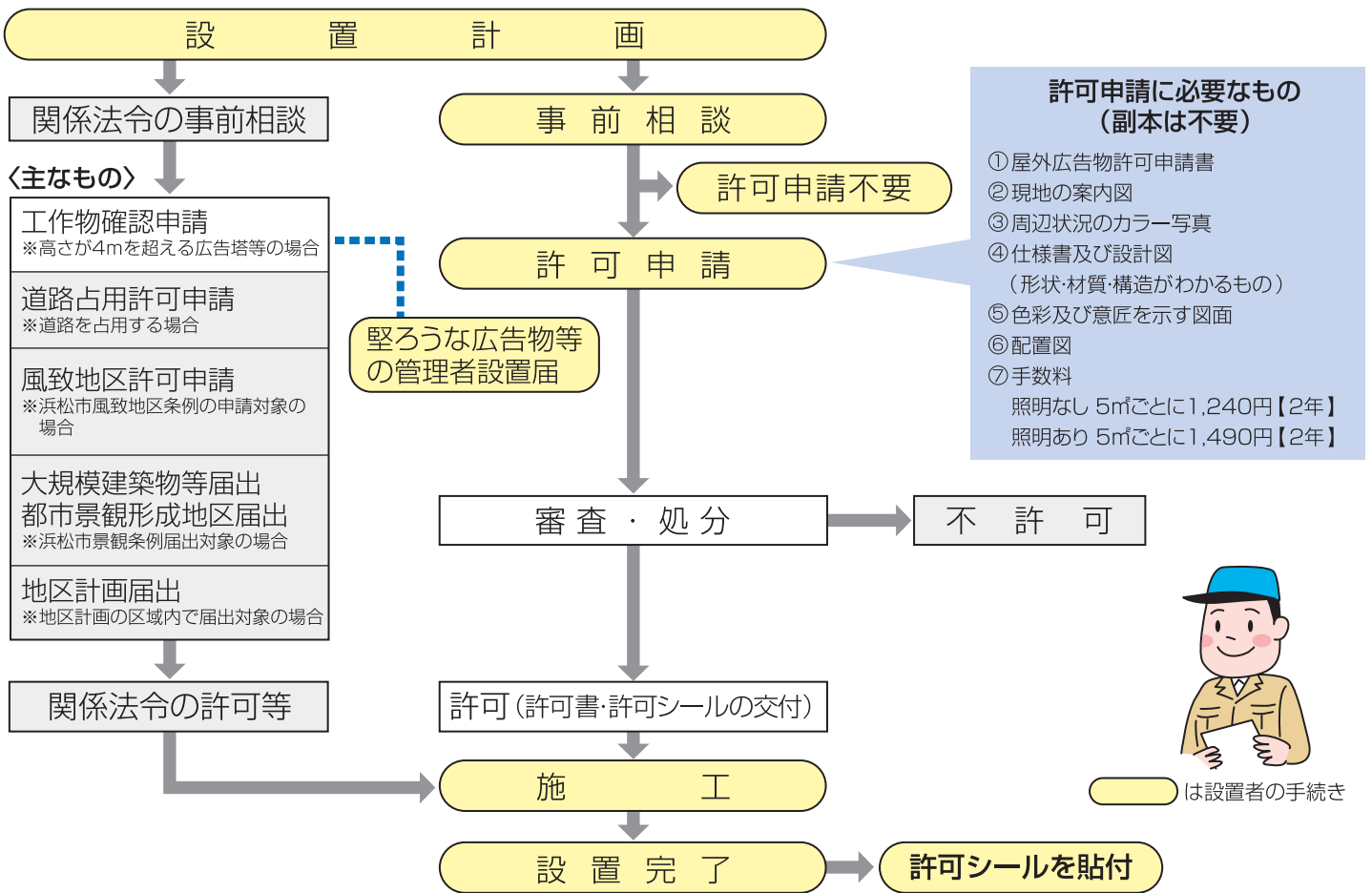
※道標・案内図の詳細な基準については、道標・案内図板等チェックシートも併せてご確認ください。

その他の広告物

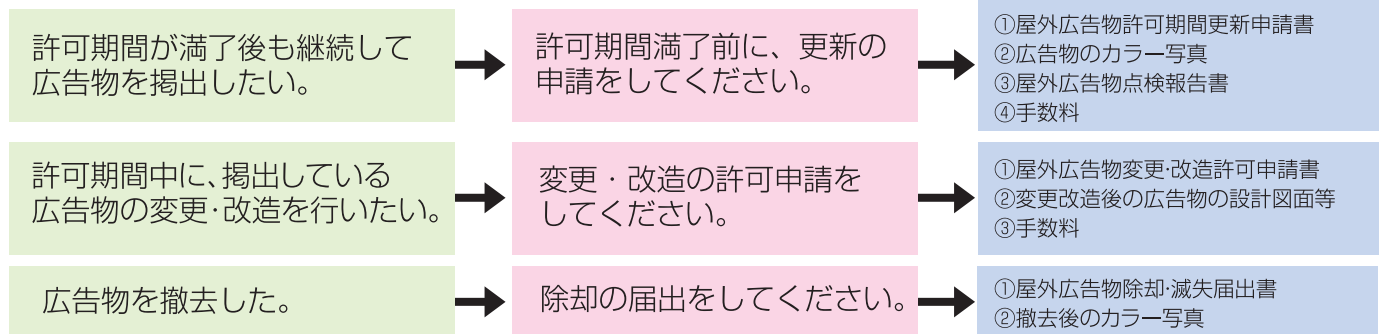
●アドバルーン ●電柱・街灯柱・消火栓標識柱を利用する広告物 ●乗合自動車 など
各広告物の個別基準については、申請窓口へお問い合わせください。

許可申請の手続き

新規の許可申請の流れ



こんなときは？(更新・変更・除却)



※ 広告物の設置者の住所を変更する場合など、上記以外にも届出が必要となる場合がありますので、届出事項に変更が生じる場合はお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

担当課	連絡先	所在地
土地政策課	053-457-2344 tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

このパンフレットは、制度のポイントをまとめたものです。詳細については条例、規則をご覧ください。

浜松市 屋外広告物

検索

この刊行物は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。

☆ 申請書、届出書の様式のダウンロード、条例、規則、許可基準の閲覧、規制地域の確認は浜松市のホームページをご利用ください。

～広告物の設置を考えているみなさまへ～

広告物の設置は景観の届出が必要になる場合があります

浜松市土地政策課 景観推進グループ

浜松市では、浜松市景観条例または都市計画法に基づき景観計画区域、都市景観形成地区区域、地区計画区域内に設置する広告物の基準を定めています。

浜松市屋外広告物条例の許可申請とは別に、着手前に届出が必要になります。

下記の①～③にしたがって届出が必要であるか確認のうえ、必要な手続きをしてください。

①次の行為のいずれかに当てはまりますか？

- 1.建築物
 - ・新築
 - ・新設
 - ・改築
 - ・移転
 - ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 2.工作物

建物の一部への広告物の設置、変更についても届出対象
外壁を同色に塗替する場合も届出対象となる場合があります

例

建物の一部店舗に
看板を取付けたい...

②行為場所は景観形成区域、地区計画区域、都市景観形成地区に当てはまりますか？

※当該敷地が該当するかについては浜松市HPの都市計画マップをご確認ください。

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/toshikei_gis/index.html

③次の手続きフローA・Bそれぞれをチェックしてください。

A.景観条例の届出

当該敷地は

○景観計画重点地区内 ですか？

(浜名区新都田一丁目、四丁目)

YES

景観法に基づく手続きが必要です。
屋外広告物の許可申請前に事前協議を行い届出してください。(裏面参照)

制度についての詳細は裏面や下記リンクを参照してください。

●重点地区の届出について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/city/toshikai/keikan/juuten.html>

●重点地区以外の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/city/toshikai/keikan/daikibo.html>

NO ↓

当該敷地で下記に該当するものはありますか？

建築物

- ・高さが15mを超える
- ・同一敷地内における建築面積の合計が1,000㎡を超える

YES

事前協議

- 協議方法
窓口、郵送またはメール

- 協議に必要な書類

- ・案内図
- ・立面図 (原則4面、マンセル値※、広告物サイズを記載したもの)
- ・配置図 (外構計画を記載したもの)
- ・その他 (審査に必要な書類がある場合)

※景観条例のみ

NO ↓

景観法に基づく手続きは不要です。

B.その他の届出

当該敷地は

地区計画区域内

又は

都市景観形成地区内

ですか？

YES

各種手続きが必要となる可能性があります。
屋外広告物の許可申請前に事前協議をしてください。※行為場所により基準が異なります。

制度についての詳細は下記リンクを参照してください。

●地区計画の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/city/tochi/chikukeikaku/todokede.html>

●景観形成地区の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/city/toshikai/keikan/tosi-keikan.html>

NO ↓

手続きは不要です。

■届出・問い合わせ窓口

行為地	担当	連絡先
中央区	土地政策課 景観推進グループ	TEL:053-457-2656 E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
浜名区・天竜区	北部都市整備事務所	TEL:053-585-1161 E-mail : hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

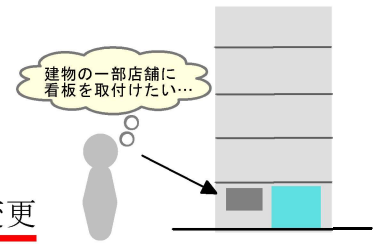
※浜松市屋外広告物条例については土地政策課 景観広告グループ(TEL:053-457-2344)にお問い合わせください。

景観条例の届出対象規模

- 1.建築物
 - ・高さが15mを超える場合
 - ・同一敷地内における建築面積の合計が1,000㎡を超えることとなる建築物
- 2.工作物
 - ・高さが15mを超える場合

景観条例の届出対象行為

- 1.建築物
 - ・新築
- 2.工作物
 - ・新設
 - ・改築
 - ・移転
 - ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更



事前協議

必ず事前協議を行ってください。窓口のほかメールでも対応可能です。

○協議に必要な書類

- ・案内図
- ・立面図（原則4面、マンセル値、広告物のサイズ等を記載したもの）
- ・配置図（外構計画を記載したもの）
- ・その他（審査に必要な書類がある場合）

看板を新たに設置、変更する際には建物全体が色彩基準におさまっているか確認をしております。そのため広告物設置や外壁の塗替えのみの行為でも、既設広告物のサイズや外壁のマンセル値を記載していただく必要があります。

色彩基準

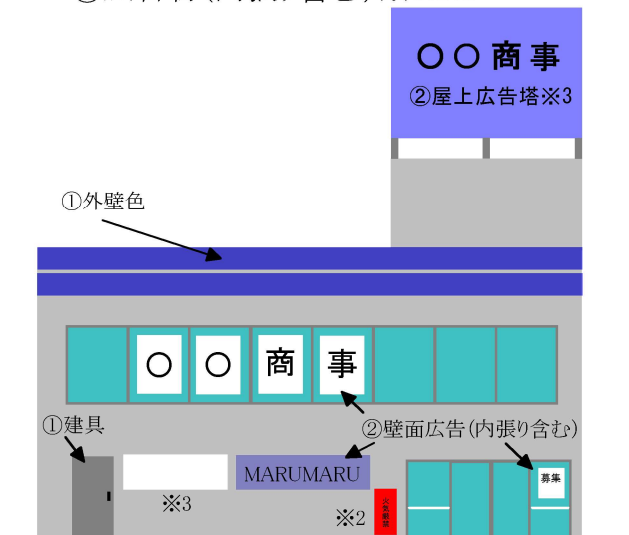
- 周辺景観の基調色に近い色相や明度とし、彩度は抑える
- 外観の各面の見付面積の4/5は基調色として、下表の色彩の使用を制限する
- 色数は全体で5色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにする。

アクセントカラー(①+②)使用可能面積

= 見付面積の1/5(20%)未満(各面)

アクセントカラーとなるもの

- ①制限される色彩を使用する外壁等
- ②広告物(内張り含む)※1.2.3



①制限される色彩を使用する外壁等(建具等も含む)

< 色彩の使用制限範囲 >

H : 色相	V : 明度	C : 彩度
YR	2.0未満	5.0以上
Y		4.0以上
GY、G、BG、B、PB、P、RP		3.0以上
R		4.0以上
N : 無彩色の明度		—

(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z 8721)による。)

②広告物

※1.広告物はどんな色を使用してもアクセントカラーとして扱います

※2.他法令で表示が義務付けられているものについては色制限から除かれます

※3.白板の広告物、屋上広告物については“広告物が掲示できるもの”として扱うためアクセントカラー面積に算入してください